

## 令和元年第3回那珂川町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和元年6月14日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 那珂川町情報公開条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 町有財産の貸付について (町長提出)
- 日程第 6 議案第4号 小川中学校校舎改修工事(管理室棟)第I期の請負契約の締結につ  
いて (町長提出)
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

- |     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 福田 浩二 君 | 2番  | 吹場 寿郎 君  |
| 3番  | 大金 清 君  | 4番  | 川俣 義雅 君  |
| 5番  | 益子 純恵 君 | 6番  | 小川 正典 君  |
| 7番  | 鈴木 繁 君  | 8番  | 石川 和美 君  |
| 9番  | 益子 明美 君 | 10番 | 大金 市美 君  |
| 11番 | 川上 要一 君 | 12番 | 阿久津 武之 君 |
| 13番 | 小川 洋一 君 |     |          |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 福島 泰夫 君 副町長 内田 浩二 君

教 育 長	吉 成 伸 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	笹 沼 公 一 君
総 務 課 長	高 林 伸 栄 君	企 画 財 政 課 長	益 子 雅 浩 君
税 務 課 長	小 松 重 隆 君	住 民 課 長	大 森 新 一 君
生 活 環 境 課 長	大 武 勝 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	薄 井 和 夫 君	建 設 課 長	益 子 泰 浩 君
農 林 振 興 課 長	坂 尾 一 美 君	商 工 観 光 課 長	薄 井 亮 君
小 川 出 張 所 長	藤 田 善 久 君	上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 室 利 雄 君	学 校 教 育 課 長	板 橋 文 子 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 裕 之 君		

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 村 房 行	書 記	笠 井 真 一
書 記	金 子 洋 子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、福田浩二君及び2番、吹場寿郎君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第1号 那珂川町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

先週の定例会に続きまして、本日の臨時会に参集いただきましてありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町情報公開条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、工業標準化法の一部が改正され、令和元年7月1日から施行されることに伴い、町条例においても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正理由は、工業標準化法の一部改正により日本工業規格の名称が日本産業規格に変更されたことに伴い、那珂川町情報公開条例別表中における公文書の写しの交付費用区分の名称を改正するものであります。

また、附則においては、施行期日を法律の施行日に合わせて令和元年7月1日に定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第4、議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布され、公布の日施行されたことに伴い、町条例においても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正は、参議院通常選挙のある年の定例改正として、近年の物価の変動等を踏まえ選挙にかかる経費等の基準額の改定を行うものであります。本議案は、そのうち条例において非常勤特別職として位置づけられている選挙長などの報酬の額について、法改正にあわせて改訂を行うものです。

具体的な改定額は、選挙長が 10,600 円を 10,800 円に、投票所の投票管理者が 12,600 円を 12,800 円に、期日前投票所の投票管理者が 11,100 円を 11,300 円に、開票管理者が 10,600 円を 10,800 円に、選挙立会人が 8,800 円を 8,900 円に、投票所の投票立会人が 10,700 円を 10,900 円に、期日前投票所の投票立会人が 9,500 円を 9,600 円に、開票立会人が 8,800 円を 8,900 円に改定するものであります。

附則は、施行期日を公布の日と定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 2 号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第5、議案第3号 町有財産の貸付についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 町有財産の貸付について、提案理由の説明を申し上げます。

この町有財産の貸付は、昨年度解体しました小川庁舎の跡地と隣接地を子育て支援住宅整備事業の用地として事業者は無償で貸し付けるもので、事業者は公募型プロポーザル方式により募集し、審査委員会において審査を行い決定いたしました。決定した事業者とは過日、事業実施のための基本協定を締結したところです。

子育て支援住宅整備事業は、町が用地を提供し、事業者は建物を建設し入居者を募り30年間、管理運営を行う事業です。本事業では、小学生までの子供を持つ子育て世帯用住宅1棟のほか、子育て支援施設を整備し、安心して子育てできる環境を整えることで、町の抱える少子化・人口減少の課題に対し、町内外からの入居施設利用により、効果が期待できるものと考えております。

事業用地の無償貸付は、議会の承認が必要となることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第3号をご覧ください。

町有財産の貸付け内容は、財産の種別は土地、所在地は那珂川町小川2814番地1の一部と那珂川町小川2815番地1、面積は2筆合計で5020.97㎡です。貸付価格は無償で、相手方は、東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 積和不動産関東株式会社 代表取締役社長 尾形則昭です。用途は子育て支援住宅整備事業用地として貸し付けるものです。

次に参考資料の事業者選定経過をご覧ください。

事業名ですが、（仮称）子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業として募集しました。選定方法は、公募型プロポーザル方式により行いました。選定の経過ですが、2月27日に事業者募集公告を行い、4月10日を締切日として参加表明を受け付けました。その後、5月10日と5月17日に事業者選定審査委員会を開催し、プレゼンテーション、ヒヤリングを実施し優先交渉権者等を選定しました。5月20日に審査委員会の審査結果に基づき優先交渉権者を決定し、事前協議を行い、6月6日に基本協定を締結いたしました。基本協定の締結後、今回ご審議をお願いしております、町有財産の貸付けに伴う用地賃貸借仮契約を締結いたしました。応募事業者数、審査委員会の構成、審査結果は記載のとおりで、優先交渉権者に積和不動産関東が代表企業となる、積水ハウス株式会社グループを決定したものです。

次に、基本協定、用地賃貸借契約について説明します。

事業箇所は、小川2814番地1の一部と小川2815番地1で、事業面積は5020.97㎡です。内訳は記載のとおりです。事業内容ですが、まず子育て世帯用住宅は鉄骨造り3階建て、延べ床面積は1875.77㎡で戸数が20戸の集合住宅を1棟となります。

次に、子育て支援施設は鉄骨造り平屋建て、延べ床面積は120.50㎡で、遊戯室、事務室などを配置した建物を1棟となります。その他、附帯附属施設として駐車場や駐輪場、物置などを整備いたします。実施する事業者は先ほども申し上げましたが、積水ハウス株式会社グループで東京都に本社のある積和不動産関東が代表企業となります。事業期間については令和32年3月31日までで、貸付料は無償です。基本協定は優先交渉権者との事前協議が整って以降、事務手続きに入り6月6日に締結いたしました。用地の賃貸借仮契約は、基本協定の締結後、協定と同日に締結いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕



○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 町有財産の貸付については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第6、議案第4号 小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第I期の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第I期の請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札とし、5月23日に開札を行いました。その結果、鈴木建設株式会社が9,680万円で落札いたしました。

次に工事の内容であります。本工事は、老朽化した教育施設の環境整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第4号 小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第I期をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第I期。契約の方法、一般競争入札。契約金額、9,680万円。契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社 代表取締役 鈴木雅仁です。

次に、参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、4月19日に入札公告を行い、4月26日を締め切り日として入札参加申請を受け付けました。その後、5月22日を提出期限として郵便入札方式によりまして入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと5月23日に開札を行いました。

開札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として入札書類の審査を行い、5月29日に鈴木建設株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は、9,694万3,000円であり、落札率は99.85%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる6月6日に締結いたしました。

裏面をご覧ください。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額8800万円に消費税相当額880万円を加えた9,680万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。工事場所は、那須郡那珂川町小川3033番地です。工事概要は、改修建物、管理室棟、RC造3階建て、2151.06平方メートルで、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を令和元年12月10日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） 確認なのですが、消費税が10%に上がるということを前提にした落札価格ということで、これはもう必ず10%になるとはまだ限ってないので、もし万が一8%のままということであれば、当然、落札価格も変わるということによろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 消費税の税率の改正に伴う工事等の取扱いにつきましては、先ほど議員がおっしゃるように、消費税の税率の改正につきましては、令和元年10月1日から施行、税率が10%課されることとなりますが、経過措置といたしまして、平成31年4月1日以降に契約し、令和元年10月1日以降に引き渡し予定の工事の契約締結においては、入

札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額ということになります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

○4番（川俣義雅君） 消費税が10%になるとは限らないので、万が一ですね、10%にならずに8%のまま据え置きということになった暁には、当然ながら落札価格はこれと違ってくるといふことによろしいでしょうかという質問なんです。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 消費税が10%の予定ということで、工事の取扱い、消費税の取扱いについては、このようなことで上程させていただきましたが、議員がおっしゃるように、この税率が10月1日から施行されなかった場合には、この金額は変わります。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第I期の請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

これにて令和元年第3回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分